

地方自治の本旨と安全保障

標題は『都市問題』5月号の宮本憲一先生による巻頭論文。写真上にある後藤新平の書の一部「一喝風雲を破る」ごとく、鋭い指摘だ。書きとめておきたい。

戦後史の中で今日ほど住民が憲法の地方自治の本旨に注目したことは少ないであろう。沖縄県翁長知事は裁判所で次のように述べている。「歴史的にも現在においても、沖縄県民は自由・平等・人権・自己決定権をないがしろにされてまいりました。私はこのことを「魂の飢餓感」と表現しています。(中略)日本には、本当に地方自治や民主主義は存在するのでしょうか」。

2016年12月最高裁はこの翁長知事の血の叫びのような訴えを無視し、政府の辺野古基地建設を容認した。判決では新基地建設を承認した仲井真前知事の決定に違法がないとし、その決定に重大な瑕疵があるとして取り消した翁長知事の判断は違法とした。翁長知事の基盤はオール沖縄といわれるように名護市・沖縄県の首長・議会選挙と国政選挙で辺野古新基地反対派がすべて勝利したことにある。したがって日米安保条約による安全保障と地方自治について、最高裁の判決は歴史的な判断になるはずだったが、沖縄の地方自治を無視し、わずか13頁の事務的なものであった。

1996年最高裁は、大田知事の軍用地強制使用のための代理署名拒否を違法とした。この時この軍用地使用の事務は機関委任事務であった。1999年の分権改革による新地方自治法では機関委任事務が廃止され、法定受託事務に改革された。今回の争点になった公有水面埋立法は法定受託事務であり、翁長知事の判断は尊重されると期待されたが、裁判所の判決は機関委任事務と変わらない判断であった。

新地方自治法2条では初めて国と地方の事務配分が明記された。防衛・外交は国の専権事項とされた。しかし基地の立地はその地域の産業、住民生活、環境、教育、文化の発展可能性を奪ってしまう。しかも日米地位協定によって、基地内は治外法権であり、騒音や危険物処理などの基地外の環境破壊についても自治体の規制は困難である。このため米軍政下と違い、基地の立地には事前の十分な調査と住民参加による自治体の同意が必要である。辺野古海域は公有水面埋立法の4条の条件である環境の保全や国土の合理的利用からいって、この世界自然遺産の候補地を埋め立てることは不当である。この重大な環境問題について政府は黙殺し、最高裁は検討をしなかった。辺野古新基地問題は日本の安全保障と地方自治の在り方を問う問題であり、最高裁判決は不当である。

(2017年5月22日)

